

## 平成 30 年度「国内外商談会出展費助成事業」実施要領

### 1、目 的

海外取引を具体化しようとする会員に対して、海外における商談会・見本市等ならびに海外バイヤーが参加する国内の展示会・見本市等にかかる費用の一部を助成することで、出展しやすい環境を整えるとともに、海外ビジネス機会の拡大を図ることを目的とする。

### 2、対象会員 一般会員

### 3、対象期間 平成 30 年 4 月 1 日～平成 31 年 3 月 31 日

### 4、助成内容

助成限度額： ① 国内外の商談会等出展(②を除く)の場合、5 万円または実費のいずれか低い額。  
※国内の商談会等の場合、明確に海外への販路開拓・取引を目的としているものに限りませぬ。

② ジェトロ主催の海外商談会・見本市出展の場合、7 万円または実費のいずれか低い額。

利用限度： ①、②ともに会員あたり 1 回(1 口)限りですが、利用回数は会員口数を限度とします。

※助成対象は 1 件の参加事業とし、1 件の事業で①と②の併用はできません。

※会員口数 1 口の場合、①また②のどちらか一方の利用となります。

※会員口数 2 口以上の場合、①と②の利用が可能です。

※本事業のほか「海外渡航費助成事業」との併用が可能です。2 事業合計の利用回数は会員口数が限度となります。

※別記 1 の申請パターン例を参照してください。

### 5、対象費用

海外で開催される商談会・見本市等ならびに海外バイヤーが参加する国内の展示会・見本市等に出展する際の以下の費用

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| ○ブース出展料、装飾費、会場借上げ費 | ○機材・備品レンタル料      |
| ○通訳・商品説明員雇用費       | ○展示品輸送費(貨物保険料含む) |
| ○その他、当国際機構が特に認める経費 |                  |

※会員同士または会員・非会員が共同出展する場合は当該会員の負担分が対象となります。

### 6、本事業の利用方法・手順

別記 2 の利用方法・手順を参照してください。

### 7、そ の 他

○本事業による助成金の申請は、当該年度の会費納入後とします。

○本事業は実施予定件数に達し次第受付を終了いたしますこと、予めご承知ください。

○本要領は、平成 30 年 4 月 1 日より施行、適用します。

#### \* 問い合わせ・連絡先

一般社団法人山形県国際経済振興機構

990-0042 山形市七日町 3-5-20 富士火災山形ビル 5 階

電話:023-687-1127 FAX:023-687-1129 E-mail:[y-es@y-es.or.jp](mailto:y-es@y-es.or.jp)

## 別記1

申請例パターン例(①＝国内外の商談会等出展 ②＝ジェトロ主催の海外商談会・見本市出展)

1、会員口数1口の場合、①または②どちらか一方を申請。

2、会員口数2口の場合

例1 ①と②をそれぞれ1回(1口)の申請

例2 ①または②のどちらか一方と「海外渡航費助成事業」1回(1口)を申請

3、会員口数3口の場合

例1 ①と②をそれぞれ1回(1口)と「海外渡航費助成事業」1回(1人分)を申請

例2 ①または②のどちらか一方と「海外渡航費助成事業」2回(2人分)を申請

## 別記2

### 本事業の利用方法、手順

#### (1)【申請者→機構】

様式第1号「国内外商談会出展費助成事業・助成金申請書兼請求書」の提出

本事業を利用しようとする会員は、国内外商談会・見本市等への参加・出展終了後、当機構事務局に、様式第1号「国内外商談会出展費助成事業・助成金申請書兼請求書」に参加・出展した事実がわかる下記の書類一式を添付してご提出ください。(提出は、FAX、メール、郵送、持参いづれでも構いません。)

#### 【様式第1号への添付書類】

- ① 商談会・見本市等の主催者に提出した申込書または参加・出展募集要綱(コピー可)
- ② 様式第2号(経費明細リスト)
- ③ ②のリストに呼応した領収書または請求書(コピー可)
- ④ 商談会・見本市等の参加・出展報告書(書式は自由。A4版1～2枚程度にまとめる。可能な限り、商談・成約件数をその中に記載すること)

#### (2)【機構→申請者】

交付の決定及び助成金の振込

機構は、申請書の内容、予算等を確認のうえ、助成及び助成額を決定した場合は、申請者に様式第3号「国内外商談会出展費助成事業・交付額決定通知書」を送付するとともに、所定の口座に助成金を振り込みます。

※交付額を決定する際、支払った経費が外国通貨の場合は、機構での審査日を基準に金融機関等が公表する換算レートを適用します。

※不採択の場合は、その旨を別途連絡します。